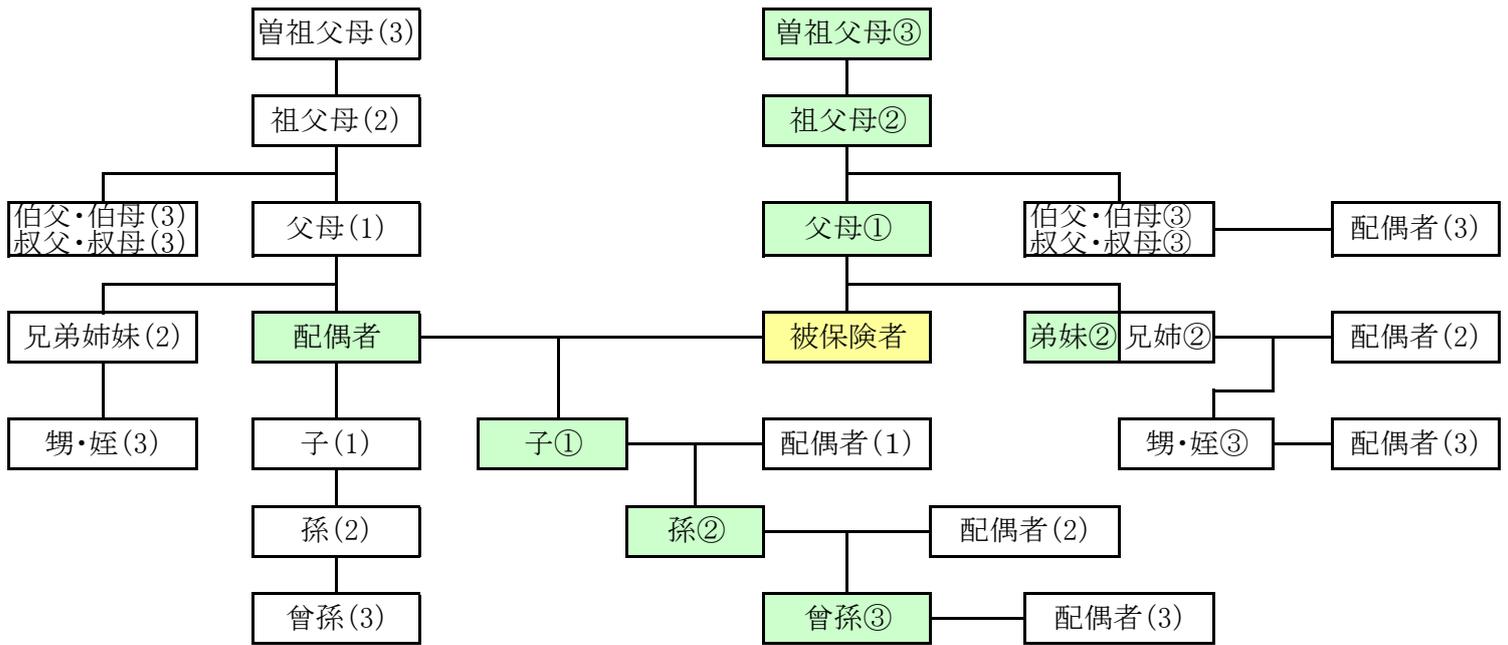


## 三親等内親族表（健康保険の扶養に入られる範囲）



- \*  以外の方は、被保険者(本人)と同居していなければならない。
- \* 被保険者と同居でも別居でもよい人……配偶者、子、孫、弟妹、父母等の直系尊属
- \* 被保険者と同居が条件の人……上記以外の三親等内の親族、被保険者の配偶者の父母・連れ子

## 健康保険の被扶養者となるには

- ◎ 被扶養者となるには、主として被保険者の収入によって生計を維持していなければならない。
- ◎ 家族の収入、扶養能力、生計費支援の実態など、過去の状況と将来の見通しを総合的に判断する。  
一時的な所得の減少等の場合、生計維持関係を認められないことがある。

<収入がある場合の基準額> 次の条件を満たし、かつ被保険者の年収の半分未満であること

- ・ 60歳未満の方…年収130万円未満(日額3,612円未満)
- ・ 60歳以上及び身障者の方…年収180万円未満(日額5,000円未満)
- \* 収入は、年換算して基準額以内であること。
- \* 任意継続被保険者が収入のある家族を扶養する場合、被保険者本人の退職後収入が被扶養者の収入の2倍以上であること。

<収入の範囲>

- ・ 事業収入、勤労収入、年金収入(恩給含む)、その他の収入(雇用保険失業給付、利子、配当、不動産等)、他、全ての継続性のある収入を含む。
- ・ 退職一時金など、一時的な収入は含まない。

<別居の場合>……「同居家族の定義」、「仕送り額の証明」参照

- ・ 被保険者から別居家族の収入額以上の仕送りを受けて、別居家族が生計を維持していること。

<その他>

- ・ 父または母の収入が基準額以上の場合、もう一方の親のみを扶養できない(夫婦は扶助の義務があるため)。
- ・ 共働き等で扶養をする義務のある者が複数いる場合、年間収入の多い方が扶養する。
- ・ 健康保険と税法上では、扶養認定の基準が異なる。

## 同居家族の定義

- ◎ 被保険者と同一世帯に属する家族を同居とみなす。
- ◎ 被保険者と住居及び家計を共同にすること。
- ◎ 形式的な条件は必要としない。
- ◎ 被扶養者認定に同居が条件の家族(配偶者の父母など)は、認定時の提出書類に住民票の写しを求める。ただし、住民票は別世帯でも住居および家計をともにしているならば、扶養関係現況書にそのことを明示することにより、同居とみなす。

### <同居家族が施設入所の場合>

- ・ 老人福祉施設等に長期入院している家族は、入所前同居していた場合は同居扱いする。

### <営業所勤務の場合>

- ・ 単身赴任者の家族で、赴任前は同居していた家族は、同居扱いする。
- ・ 単身赴任でなければ、長岡等に居住する家族は別居扱いする。
- ・ 独身者の父母等も別居扱いとする。

### <海外勤務の場合>

- ・ 営業所勤務と同居別居の捉え方は同様。

## 仕送り額の証明について

### 1. 仕送り額の証明が必要な被扶養者

配偶者、直系尊属(父母・祖父母・曾祖父母)、弟妹、子(学生を除く)、孫

- \* 上記以外の家族は、同居が被扶養者となる条件となっている
- \* 仕送り額の証明が不要なのは、被保険者が単身赴任、海外出向者(出向前同居に限る)、被扶養者が施設入所(入所前同居に限る)の場合
- \* 子が学生の場合は、在学証明書(写し)等により、仕送り額の証明は不要

### 2. 被扶養者認定申請時および資格検認時に必要な仕送り額証明方法

- ◎ 2ヶ月に1回以上、過去6ヶ月以上の証明が必要
- ◎ 金融機関による送金(写し)または、現金書留送金(写し)を添付
  - ・ 「誰が 誰に いつ いくら」送金したかを確認できる金融機関等を通したもの振込明細書、仕送金額が明記された通帳、自動送金依頼書(金融機関受理印押印)、現金書留による送金の写しを提出
  - ・ 手渡しによる仕送りは、事実確認ができないため、生計維持関係を認められない。同じ敷地内に居住の場合等であっても、全ての被保険者を平等に審査するため、金融機関等による証明が必要
  - ・ 初回認定申請時のみ、過去6ヵ月分の証明ができない場合は、経済支援受入状況書を提出し、認定日から6ヵ月後に証明書を事業所へ提出

### 3. 別居被扶養者認定のための基準

健康保険法により、次の全ての要件を満たすことが必要

- ① 主として被保険者の仕送りにより生計を維持していること。
- ② 認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)であること。
- ③ 認定対象者の収入は、被保険者の収入の1/2未満であること。
- ④ 仕送り額は認定対象者の収入より多いこと。